
規則

高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第6号

高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則(平成元年高知県規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

階層区分		世帯の階層(細)区分		徴収額の基	徴収額の基準
				準月額	加算月額
A階層	帯(単給世帯 帰国の促進立 定配偶者の自	(昭和25年法律第144号) によ きを含む。) 及び中国残留邦人 をびに永住帰国した中国残留邦 目立の支援に関する法律(平成 5支援給付受給世帯	円 0	円 0	
B階層	A階層を除き	な、当該年度分の市町村民税の	非課税世帯	2, 200	220
C階層	A階層を除き みの課税世帯	を、当該年度分の市町村民税均 持	等割の額の	4, 500	450
D階層	A階階き度村税っ市所額分る階層層、分民世で町得がにも層及を該市のでそ民のの当の税帯、村割右該のBC除年町課あの税年区す	市町村民税所得割の年額 3,000円以下 3,001円~ 5,800円 5,801円~ 8,700円 8,701円~ 13,000円 13,001円~ 17,400円 17,401円~ 22,400円 22,401円~ 28,200円 28,201円~ 58,400円 58,401円~ 75,000円 75,001円~ 96,600円 96,601円~ 121,800円 121,801円~ 175,500円 175,501円~ 221,100円 221,101円~ 380,800円 380,801円~ 549,000円 549,001円~ 579,000円 579,001円~ 700,900円 700,901円~ 849,000円 849,001円~ 1,041,000円 1,041,001円以上	D 1 B B B B B B B B B B B B B B B B B B	5,800 6,900 7,600 8,500 9,400 11,000 12,500 16,200 18,700 23,100 27,500 35,700 44,000 52,300 80,700 85,000 102,900 122,500 143,800 全額	580 690 760 850 940 1,100 1,250 1,620 1,870 2,310 2,750 3,570 4,400 5,230 8,070 8,500 10,290 12,250 14,380 左のあとが額にあるをあるがあるというでは、であるというではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいでは

- 備考 1 この表において、「市町村民税均等割の額」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第 292条第1項第1号に規定する均等割の額を、「市町村民税所得割の年額」とは同項第2 号に規定する所得割の年額(当該所得割の額を計算する場合にあっては、同法第314条の7第1項及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。)をいう。
 - 2 市町村民税所得割の年額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割の年額を算定するものとする。
 - 3 この表において「全額」とは、療育の給付を受けた者(以下「被措置者」という。)の 当該療育の給付に要した費用について、知事の支弁すべき額又は当該費用の総額から医療 保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第 114号)による負担額を差し引いた残りの額をいう。
 - 4 世帯の階層区分の認定は、被措置者並びにその属する世帯の構成員及びそれ以外の者で 現に当該被措置者を扶養しているもののうち、当該被措置者の扶養義務者の全てについ て、その市町村民税の課税の有無により行うものとする。
 - 5 被措置者及びその扶養義務者の当該年度分の市町村民税の額が判明しない場合は、判明 するまでの期間は、前年度分の市町村民税の額によるものとする。
 - 6 同一世帯から2人以上の被措置者が同時に療育の給付を受ける場合においては、その月 の徴収額が最も多額な被措置者以外の被措置者については、「徴収額の基準加算月額」欄 の額により徴収額を算定するものとする。
 - 7 徴収額は、月額により決定するものとする。ただし、月の途中で療育の給付が開始され、又は終了した場合の当月分の徴収額(D20階層に係るものを除く。)は、「徴収額の基準月額」欄又は「徴収額の基準加算月額」欄の額をその月の実日数で除して得た額にその月の療育の給付を受けた日数を乗じて得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。)とする。
 - 8 この表の規定により算定した額が療育の給付に要した費用の額を超える場合は、この表の規定にかかわらず、徴収額は、当該費用の額とする。
 - 9 備考8の規定による徴収額又はD20階層に係る徴収額に10円未満の端数を生じたとき は、当該端数を切り捨てるものとする。

別記様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

	費用徴収	双額決定通知	中書			
				第		号
				年	月	日
様						
		高知県知	事		印	

高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則第3条の規定により、療育の給付に要する費用についてあなたが負担する額を次のとおり決定しましたので、通知します。

療育の給付を受 ける者の氏名			公費負担医療 の受給者番号	
決定した徴収額	月額	円		

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第2号様式(第4条関係)

費用	徴10	貊恋	重理	知書
見り山	コスイス	1111/72	X 100	M = 1

 第
 号

 年
 月

 日

様

高知県知事

印

高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則第3条の規定により、療育の給付に要する費用についてあなたが現在負担している額を次のとおり変更しましたので、通知します。

療育の給付を受 ける者の氏名			医療券等の交 付年月日	年	月 日
変更後の徴収額	月額	円	変更後の額が適用される月	年	月から
変更前の徴収額	月額	円	変更理由		

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

◎ 高知県療育の給付に要する費用の徴収に関する規則の 一部を改正する規則